

特定建設作業実施届出書

年 月 日

神河町長様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
〒 -

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） -

騒音規制法第14条第1項(第2項)
特定建設作業を実施するので、 振動規制法第14条第1項(第2項)
 環境の保全と創造に関する条例第59条第1項(第2項)
の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類	別紙のとおり			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	別紙のとおり			
特定建設作業の場所	神河町			
特定建設作業の実施の期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
				日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
騒音・振動の防止の方法	別紙のとおり			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話（ ） -			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話（ ） -			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話（ ） -			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話（ ） -			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審査結果				

【備考】 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 添付書類

工事現場付近見取図、工事工程表、掘削機械の出力を示す書類(カタログ等)、現場内の施設配置図(県条例の届出のみ)

別紙

		特定建設作業の種類 (該当する作業の欄に○印をつける)	特定建設作業に使用される 機械の名称、型式及び仕様
騒音に係る作業	騒音規制法	1 くい打、くい抜機又は くい打くい抜機を使用する作業	
		2 びょう打機を使用する作業	
		3 削岩機を使用する作業	
		4 空気圧縮機を使用する作業	
		5 コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設けて行う作業	
		6 バックホウ(80 kW以上)を使用する作業	
		7 トラクターショベル(70 kW以上)を 使用する作業	
		8 ブルドーザー(40 kW以上)を使用する作業	
	県条例	1 くい打、くい抜機又はくい打くい抜機を 使用する作業 (アースオーガーと併用して作業する場合)	
		6 ブルドーザー、パワーショベル等 (規制法の6・7・8以外)の掘削機械を 使用する作業	
7 コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の 建物解体作業、又は動力、火薬若しくは 鉄球を使用して行う破壊作業			
振動に係る作業	振動規制法	1 くい打、くい抜機又は くい打くい抜機を使用する作業	
		2 鋼球を使用して建築物 その他の工作物を破壊する作業	
		3 舗装版破碎機を使用する作業	
		4 ブレーカーを使用する作業	
騒音 振動 の 防止の 方法			
<p>※ 建築物等解体・改修工事について</p> <p>1. アスベストの有無(<input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 非飛散性アスベスト有 ・ <input type="checkbox"/> 飛散性アスベスト有)</p> <p>2. 解体建築物の延床面積 () m²</p> <p>注 飛散性アスベスト有の場合 「特定粉じん排出等作業の届出」が必要(県へ)</p> <p>非飛散性アスベスト有で延床面積が 80 m²以上の場合 「特定工作物解体工事等の届出」が必要(県へ)</p>			